

令和 8 年 8 月 18 日

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、畑中ジム所属ボクサーである清水 吾虎（ライセンスNo.53712）選手を令和 8 年 8 月 15 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

理由：畑中ジム所属清水 吾虎選手は、令和 8 年 8 月 13 日に脱水により救急搬送され、8 月 16 日に出場予定であった試合を棄権した。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は清水 吾虎選手を令和 8 年 8 月 15 日より 1 か年間のライセンス停止処分とする。

併せて、当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、畑中ジムのマネージャーである畑中 文（ライセンスNo. 29289）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、畑中 文氏が上記記載の事実について、マネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション